# 株式会社東京国際フォーラム 定 款

## 定 款

## 第1章 総 則

## 第1条(商号)

当会社は、株式会社東京国際フォーラムと称し、 英文では Tokyo International Forum Co., Ltd. と表示する。

## 第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 多目的ホール及び会議室等を擁する施設の管理運営及びその受託
- 2. 興行場の営業
- 3. 各種イベントの企画及び開催
- 4. 美術館・博物館・劇場等文化施設の管理運営及びその受託
- 5. 書籍、生花、文房具、絵画、衣料雑貨品、日用品雑貨等の販売店、飲食店、 コンビニエンス・ストア、旅行代理店、プレイガイド、コンピュータスクー ル等の各種スクール、理容・美容及びコピーサービス等のサービス業務店舗 の経営
- 6. 自動販売機による清涼飲料水及びたばこの販売
- 7. 駐車場の経営及び管理
- 8. 蒸気、温水、冷水等の熱供給に関する事業
- 9. 広告の企画及び実施
- 10. 出版物の企画、発行及び販売
- 11. 都民の学術的、文化的及び国際的交流促進のための催事の企画、制作、実施及びその受託
- 12. 東京都及び東京都関連団体等の情報提供その他の情報サービス及びその受託
- 13. 前各号に附帯する一切の業務

## 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

# 第4条 (機関の設置)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

## 第5条(公告の方法)

当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

#### 第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は9800株とする。

#### 第7条(株券の発行)

当会社は、株式に係る株券を発行する。

## 第8条 (株券の種類)

当会社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券、100株券及び1000 株券の5種とする。ただし、必要があるときは、取締役会の決議に基づき、上記以 外の種類の株券を発行することができる。

## 第9条 (株券の再発行)

株券の喪失によりその再発行を請求する者は、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

### 第10条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

## 第11条(名義書換等)

株主名簿の記載又は記録の変更、株券の再発行、質権の登録及びその抹消の手続は、 法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会によって定められた規則に 従う。

#### 第12条(株式の取扱い)

前6条に規定するもののほか、当会社が発行する株式に関する必要な事項は、取締役会が定める株式取扱規程による。

#### 第13条(株主割当てにおける募集事項等の決定)

当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権(以下「株式等」という。)を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式等の割当てを受ける権利を与えるときは、取締役会の決議によって、その募集事項、株主に当該株式等の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日を定める。

## 第3章 株主総会

#### 第14条 (総会の招集)

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に開催し、臨時株主総会は、 必要に応じて随時これを開催する。

## 第15条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

## 第16条(招集権者及び議長)

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、社長が招集し、その議長となる。社長に事故ある場合は、予め取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### 第17条 (総会の招集手続)

- 1 株主総会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載して、会日より少なくとも1週間前に議決権を行使することができる株主に発することを要する。
- 2 議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

#### 第18条(決議方法)

- 1 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権 を行使することができる株主又は代理人の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行 う。

#### 第19条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第20条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

#### 第21条(取締役及び監査役の員数)

当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

#### 第22条(取締役及び監査役の選任)

- 1 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主あるいは代理人が出席し、その議決権の過半数をもって行 う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第23条(取締役及び監査役の任期)

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠あるいは増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了 する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

## 第24条(代表取締役)

取締役会は、その決議により、当会社の代表取締役1名を選定する。

## 第25条(役付取締役)

取締役会は、その決議により、代表取締役を社長とするものとし、必要に応じて副 社長、会長及びその他役付取締役を定めることができる。

## 第26条 (招集及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。 社長に事故ある場合は、予め取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会 を招集し、議長となる。

#### 第27条(取締役会の招集通知)

- 1 取締役会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載して、会日より少なくとも3日前に各取締役及び各監査役に発することを要する。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる。

#### 第28条(決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

#### 第29条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第30条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定める取締役会規程による。

#### 第31条(議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役及び出席監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第32条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。

## 第33条(監査役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第34条 (報酬等)

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

#### 第35条(事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

#### 第36条 (剰余金の配当の基準日)

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第37条(中間配当)

1 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

#### 第38条 (配当金の除斥期間)

- 1 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 前項の金銭には利息をつけない。

## 第6章 附 則

# 第1条(設立に際して発行する株式)

当会社の設立に際して発行する株式は、普通株式 4 0 0 株とし、その発行価額は 1 株につき 5 万円とする。

# 第2条 (発起人の氏名及び住所)

当会社の発起人の氏名及び住所並びにその引受株式数は、次のとおりである。

氏名及び住所

引受株式数

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

400 株

東京都知事 石 原 慎 太 郎

# 第3条(取締役及び監査役の損害賠償責任に関する経過措置)

取締役及び監査役の会社法(平成17年法律第86条)施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。